

100年の森林づくり事業を実施中です！

Vol.2

9月号の広報では、『100年の森林づくり事業』の実施に先立って行う「林分調査」についてご説明しました。今回は「林分調査」の結果を受け、実際に森林整備などを実施する際に森林所有者の皆様と取り交わす『西粟倉村森林長期施業管理に関する契約』について、その一部をご紹介します。

「西粟倉村森林長期施業管理に関する契約」って何？

森林整備などを実施するために、森林所有者・西粟倉村役場・美作森林組合の三者で取り交わす契約です。村役場が森林所有者に代わり管理を、美作森林組合が施業を行うことを約束します。契約期間は、原則10年間を一期としています。

森林整備の内容は？

森林整備は、劣勢木の切捨間伐や搬出間伐が対象です。その他の作業種はご相談下さい。また、間伐材の搬出促進のため作業路を開設することもあります。

契約をしたら森林所有者は何もできないの？

そのようなことはありません。契約後も木の実や山菜、下草などは今まで通りに採取できます。ただ、個人的に数本の立木を伐採する際は、事前に村役場か美作森林組合西粟倉事業所にご一報下さい。(ただし、皆伐はできません。)

費用負担はあるの？

本契約で行う森林整備や作業路の開設について、森林所有者の負担は一切ありません。

木材を販売した利益はどうなるの？

切捨間伐では収入利益はありません。搬出間伐により木材を販売した際は、その収入から販売にかかる市場手数料や運搬費を差し引き、残った利益の半額をお返しします。(ただし、30万円を越えた部分については全額お返しします)。



なぜ、全額もらえないの？

平成21年度から開始した『100年の森林づくり事業』は、今後、村内各地で実施していく計画です。そのため、木材を販売して得た利益の一部は、村役場が預かり、次回の森林整備などを実施するための費用に充てさせていただきます。また、災害に備えるために加入する保険の費用などにも充当します。

【これまでの長期施業管理に関する契約】

ご契約面積：約395ha ご契約人数：約220名 (8月末現在)

●『100年の森林づくり事業』や「西粟倉村森林長期施業管理に関する契約」について、もっと詳しく知りたい方、契約したいという方もお気軽にお申し出下さい。



引谷地区の村有林から

一人でも多くの方のご参加をお待ちしています！！

【お問い合わせ先】

産業建設課 山林係

☎ 279-2111

美作森林組合西粟倉村事業所

☎ 279-2326

新型・季節性インフルエンザワクチン接種について

〈ご案内〉

10月1日から、インフルエンザワクチンの接種が始まります。下記内容をご確認のうえ、医療機関にてみなさん、接種してください。

- ①接種期間：平成22年10月1日～平成23年3月31日
- ②接種対象：すべての方（年齢、疾病の有無を問いません）
- ③ワクチンの内容：3価型ワクチン

〈新型インフルエンザと季節性インフルエンザを合わせたものです。〉
 〈新型インフルエンザのみの1価ワクチンは希望者のみです。〉

※詳しい内容は医療機関までお問い合わせください。

- ④接種方法：ご希望の医療機関に直接申し込み予約をしてください。
 （基礎疾患をお持ちの方は、かかりつけ医療機関での接種が望ましいとされています。）

⑤接種回数：

年齢	回数	備考
13歳未満	2回 1～4週間の 間隔	1歳未満の子どもは、接種しても十分な免疫をつけることは困難と考えられます。ただし、保護者が有益性とリスクを考慮したうえで接種を希望する場合は、接種を妨げるものではありません。
13歳以上	1回	13歳以上の方も、著しく免疫反応が抑制されていて医師が必要と認めた場合、2回接種となります。かかりつけの医療機関とご相談ください。 16歳未満の方には、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、中学生において保護者が事前に説明文を読み、2つの予診票に保護者が署名をすれば、保護者の同伴を要しないものとします。 保存剤無添加の製剤があるため、妊婦は産科主治医にご相談ください。

⑥接種費用と助成額：

	接種費用		助成額（接種費用から助成します）	
	県内	県外	市町村民税課税世帯	生保・非課税世帯
1回目	3,600円	未定	2,100円	無料
2回目 （1回目と同じ医療機関）	2,550円	医療機関の所在する市町村と決めます。	1,050円	村から送付された「助成券」を医療機関に提出してください。
2回目 （1回目と違う医療機関）	3,600円		2,100円	
発熱等により接種できず、 問診のみ	1,790円		1,790円	

【診療所で接種される場合】

- ①市町村民税課税世帯の方：1回につき1,500円の窓口支払い（年齢は関係ありません）
- ②生保・非課税世帯の方：無料（必ず助成券をお持ちください。）

【診療所以外の県内医療機関で接種される場合】

- ①市町村民税課税世帯の方：0歳～64歳の方と、65歳以上で2回目を接種された方は、助成の申請が必要です。
 ※「領収書、接種済書、印鑑」をご持参の上、保健福祉課までお越しください。
 65歳以上で1回目の接種をされた方は窓口で1,500円をお支払いいただくだけです。
- ②生保・非課税世帯の方：無料（必ず助成券をご提示ください。）

【県外の医療機関で接種される場合】

接種する1週間前に、必ず、保健福祉課までご連絡ください。
 連絡がない場合、費用の補助をできないことがあります。

【お問い合わせ先】

保健福祉課 ☎ 279-7100
 診療所 ☎ 279-2220

岡山県単県医療費公費負担制度についてのお知らせ

平成22年10月1日から小学生の入院も給付対象になりました。

平成22年10月1日から、岡山県の単県医療費公費負担制度のひとつである**乳幼児医療費公費負担制度**が「**小児医療費公費負担制度**」に名称が変更となり、受給対象が**入院のみ**小学6年生まで拡大されました。

小児医療費の給付は次のように行います

- ① 新たに給付対象となる**小学生の受給者について**、役場保健福祉課で受給資格証を発行します。
(印鑑と受給対象児童の保険証をご持参ください)
- ② 受診の際に、受給資格証を保険証と一緒に提示してください。(受給資格証は岡山県内の医療機関でのみ有効です)
- ③ 岡山県外の医療機関を受診された場合は、窓口で所定の負担金(2割又は3割)を支払い、役場保健福祉課に病院等に支払った領収書(金額・診療月・支払月のわかるもの)・印鑑を持参し、償還払いの申請をしてください(申請書は保健福祉課に用意しています)。**社会保険・各共済組合等に加入されている方で附加給付のある方は、その明細書を必ず持参ください。**
- ④ 後日、指定の口座に医療費を振り込みます。(振込手数料が必要な場合は差し引かせていただきます)

※ 就学前小児、小学生の通院にかかる医療費給付については、従前どおりです。



詳しいお問い合わせは
保健福祉課 (☎ 279-7100) まで



——— 今年も11月3日(文化の日)開催!! ———

第25回国民文化祭・おかやま2010

中国自然歩道歩こう大会

毎年恒例となっております秋のイベント「中国自然歩道歩こう大会」を下記の日程で開催します。西粟倉村の宝「若杉天然林」と中国自然歩道の紅葉を楽しみながら、心と身体を癒しませんか！今年も第25回国民文化祭・おかやま2010にあわせてガイドつきツアー(100名限定要予約)も行います。若杉天然林やしあわくらについて「地元語り部」の話を聞きながらゆっくりツアーしましょう。きっと新しい発見があると思います。

参加賞は黄金泉・あわくら荘の無料入浴券(当日限り有効)と下山後にはナメコ汁のサービスもあります。



(昨年の様子：駒の尾山にて)

中国自然歩道歩こう大会開催日程!!

開催場所：若杉天然林研究路～中国自然歩道
(約6km)

日時：平成22年11月3日(文化の日)
午前9:30集合(雨天決行)

集合場所：若杉天然林駐車場

申込〆切：11月1日(月)

問い合わせ・申込み先

西粟倉村役場産業建設課 ☎ 0868-79-2111

☆ 10月は乳がん月間です ☆



乳がんは、日本人女性の20人に1人がかかるといわれています。特に40歳～50歳代の女性に多く、他のがんと比べて、比較的若い年代から発症する特徴があります。乳がんは自分で発見でき、早期のガンであれば、治療によって90%以上が治り、手術の傷も小さくて済むことが多いため、早期に発見し、治療を開始することが重要です。日頃から自己触診を行い、検診を受けましょう。

今年度より、乳がん・子宮頸がん検診は、医療機関で受診された方も、申請により検診費用の一部を助成しています。

対象：乳がん検診（視触診）…30歳以上
乳がん検診（マンモグラフィ）

…40歳以上

子宮頸がん検診…20歳以上

～無料クーポン券をご利用ください!!～

乳がん検診は40・45・50・55・60歳、子宮頸がん検診は20・25・30・35・40歳の方は今年度の検診費用は無料になります。5月にお送りしているクーポン券と女性のためのがん検診手帳をご確認ください。なお、転入等により西栗倉村に住民票があり、無料クーポン券を持たれていない方は、お手数ですが保健福祉課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】保健福祉課

☎ 279-7100



～あわせて、毎年10月はがん検診
集中キャンペーン期間です。～

がん検診への関心を深めていきましょう。

日本脳炎予防接種のお知らせ

平成22年8月の予防接種実施規則改正により、平成17年5月からの積極的な勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃した方に対して、以下のように定期接種ができることとなりました。希望される方は医療機関へ直接お申し込みください。



①第2期（9歳～13歳未満）の方に対して、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンでの接種が認められました。（今までは使用できるワクチンがありませんでした）

②接種を受けていない方に対して、定期接種として第1期（初回2回、追加1回の計3回）の不足分を接種できるようになりました。

●第1期の接種が未完了の方

不足回数分を生後6ヶ月～90ヶ月（7歳6ヶ月）未満及び9歳～13歳未満の年齢で接種

（1回接種済の方→残り2回接種）
（2回接種済の方→残り1回接種）

●第1期の接種を全くしていない方

9歳～13歳未満で第1期接種（3回）を受けられるようになりました。

（接種時に7歳6ヶ月未満の方は、7歳6ヶ月までの期間で接種できます。）

【お問い合わせ先】

保健福祉課

☎ 279-7100



10月は『土地月間』です

一定面積以上の土地を売買などの契約で取得した場合、国土利用計画法により、知事への届出が必要です。

《届出対象》

- (1) 都市計画法による市街化区域では2,000㎡以上
- (2) (1)以外の都市計画区域では5,000㎡以上
- (3) 都市計画区域以外の地域では10,000㎡以上の土地の権利を売買などの契約により取得した方は、届出が必要です。

《届出期限》

土地売買などの契約を結んだ日から、契約日を含めて2週間以内

《届出先》

土地の所在する市町村役場
届出用紙は各市町村役場・県民局にあります。また、岡山県のホームページからダウンロードできます。
届出をしなかった場合、法律により罰せられることがありますので、必ず届出を行ってください。

【お問い合わせ先】

岡山県県民生活部県民生活交通課
土地利用対策班 ☎ 086-226-7254
役場総務企画課 ☎ 279-2111



「父子家庭のみなさまへ」児童扶養手当の申請はお済みでしょうか？

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなりました。
- 児童扶養手当を受給するためには 申請（認定請求）が必要ですので、お早めに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

児童扶養手当とは？

- ◆父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額（月額）は？

- ◆受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
 - 児童1人の場合
全部支給：41,720円
一部支給：41,710円～9,850円
 - 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円、
3人目以降1人につき：3,000円
 - 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをしてください。

申請手続きに必要なものは？

- ◆申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。

【申請先】保健福祉課
☎ 279-7100